

# 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について (令和6年8月26日時点)

## ■注意

本資料は、令和6年8月26日時点で厚生労働省から示されている資料等をもとに作成しております。  
今後、詳細の資料等が示される中で、実際の取り扱いが変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

茨城県 福祉部 長寿福祉課

## ■ 本資料について

令和6年度基準等改正について、以下の県指定のサービスに係る内容を抜粋、整理したものです。  
市町村指定のサービスについては、所管の市町村にお問い合わせください。

サービス区分	サービス種類
訪問系サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導
通所系サービス	通所介護、通所リハビリテーション
福祉用具系サービス	福祉用具貸与、特定福祉用具販売
短期入所系サービス	短期入所生活介護、短期入所療養介護
居住系サービス	特定施設入居者生活介護
施設系サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

## ■ 改正の施行日について

施行日	サービス種類
令和6年4月1日	下記以外のサービス
令和6年6月1日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション

# 「書面掲示」規制の見直し



## ■ 対象サービス

全サービス

## ■ 改正内容

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを義務付け。

（※）法人のホームページや介護サービス情報公表システム上への掲載を想定

## ■ 経過措置

令和7年4月1日から義務

# 管理者の兼務範囲の明確化①



## ■ 対象サービス

全サービス

## ■ 改正内容

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化。

# 管理者の兼務範囲の明確化②



## <兼務が認められる範囲>

同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定介護老人福祉施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。）

基準省令の解釈通知（指定介護老人福祉施設）から引用  
※他のサービス種類でも同様の規定あり

# 身体的拘束等の適正化の推進①



## ■ 対象サービス

全サービス

## ■ 改正内容

		訪問系、通所系、 福祉用具系	短期入所系	居住系、施設系
①	<ul style="list-style-type: none"><li>■緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</li><li>■身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け。</li></ul>	<u>今回改正により 義務化</u>	改正前から 義務	改正前から 義務
②	<ul style="list-style-type: none"><li>■身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け<ul style="list-style-type: none"><li>・委員会の開催等（3月に1回以上）</li><li>・指針の整備</li><li>・研修の定期的な実施</li></ul></li></ul>	義務無し	<u>今回改正により 義務化</u> <u>※令和7年3月31日 までは努力義務</u>	改正前から 義務

# 身体的拘束等の適正化の推進②



## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし

<改定後>

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

# 人員配置基準における両立支援への配慮



## ■ 対象サービス

全サービス

## ■ 改正内容

常勤の職員が勤務すべき時間について、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、以下の措置を認める。

- ① 「常勤」の計算にあたり、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うこと
- ② 「常勤換算方法」の計算にあたり、週30時間以上の勤務で計算上も1と扱うこと

### 【事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン】

治療と仕事の両立のために必要となる就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われるようになるため、事業場における取組方法をまとめたもの

# 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し



## ■ 対象サービス

通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設系サービス

## ■ 改正内容

在留資格「特定活動」「技能実習」の外国人介護職員で、人員配置基準に算入できる者について、以下のとおり追加する。

人員配置基準に算入できる者	
①	日本語能力試験N2以上に合格した者
②	受入施設において就労開始から6月を経過した者
③ <u>(新設)</u>	要件を満たした施設で、当該者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに受入れ施設の管理者、研修責任者等の意見等を勘案し、配置基準に算入すると決定された者 【要件】 <ul style="list-style-type: none"><li>・一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること</li><li>・安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること</li></ul>

# 入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の 入手及び把握の義務化



## ■ 対象サービス

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

## ■ 改正内容

退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、  
リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係るリハビリテーション計画の  
作成に当たっては、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、  
当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することを義務付け。

# 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定



## ■ 対象サービス

訪問リハビリテーション

## ■ 改正内容

- ・介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。
- ・すでに開設している介護老人保健施設及び介護医療院については、令和6年6月1日に訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。
- ・すでに訪問リハビリテーション事業所の指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院については、令和6年6月1日以降に迎える訪問リハビリテーションの指定有効期間満了日の翌日に、指定があったものとみなす（指定更新の手続きが不要になる）  
※みなし指定が不要な場合は、前日までに県へ申出書を提出すること

# 通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定の見直し



## ■ 対象サービス

通所リハビリテーション

## ■ 改正内容

通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

## ■ 対象サービス

### 福祉用具系サービス

## ■ 改正内容

- ・一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入。
- ・対象福祉用具については、貸与又は販売のいずれかを利用者が選択できることについて、十分説明することを義務付け。
- ・利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付け。

### 【選択制の対象福祉用具】

スロープ、歩行器、歩行補助杖

※従来は貸与のみ可能な種目だった。

特定福祉用具販売事業所で取り扱う場合は、運営規程の「取り扱う種目」に加えること。

# 貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化等



## ■ 対象サービス

福祉用具貸与

## ■ 改正内容

- ・モニタリング（福祉用具貸与計画の実施状況の把握）を適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加。
- ・福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告することを義務付け。
- ・選択制の対象福祉用具の貸与については、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討することを義務付け。

## ■ 対象サービス

特定福祉用具販売

## ■ 改正内容

- ・選択制の対象福祉用具の販売については、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画の目標の達成状況を確認することを義務付け。
- ・選択制の対象福祉用具の販売については、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するように努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努める。

# 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け



## ■ 対象サービス

施設系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス

## ■ 改正内容

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

## ■ 経過措置

令和9年3月31日までは努力義務

# 協力医療機関との連携体制の構築



茨城県

## ■ 対象サービス

施設系サービス、居住系サービス

## ■ 改正内容

		居住系	施設系
①	<p>■以下の要件を満たす協力医療機関を定めること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 利用者の病状の急変が生じた際に、医師等が相談対応を行う体制を常時確保していること</li><li>ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること</li><li>iii 病状の急変が生じた際に、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（施設系のみ）</li></ul>	努力義務 ※iiiは規定なし	<b>義務</b> <u>※令和9年3月31日までは努力義務</u>
②	<p>■1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称について指定権者に届け出ること</p>	<b>義務</b>	<b>義務</b>
③	<p>■利用者が協力医療機関等に入院した後に、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させること</p>	努力義務	努力義務

# 新興感染症の発生時等の対応を行う医療機関との連携



## ■ 対象サービス

施設系サービス、居住系サービス

## ■ 改正内容

- ・新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めること。
- ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議することを義務付け。

### 【第二種協定指定医療機関】

新興感染症の発生時において、発熱外来の実施や自宅療養者等への医療の提供等を行うものとして県と協定を締結した医療機関のこと

※協定の締結状況は県ホームページを参照

[ホーム > 茨城県の各部局の業務案内 > 保健医療部 > 本庁 > 疾病対策課 > 新型インフルエンザ等対策 > 医療措置協定等について](#)

# ユニットケアの質の向上のための体制の確保



## ■ 対象サービス

施設系サービス、短期入所系サービス

## ■ 改正内容

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

## ■ 対象サービス

特定施設入居者生活介護

## ■ 改正内容

以下の要件を満たす場合、施設に置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」に緩和する。（緩和前：1以上）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全及びケアの質の確保等について必要な検討をすること。
- ・業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器を複数種類活用すること。
- ・職員間の適切な役割分担をすること。
- ・取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

# 口腔衛生管理の強化



## ■ 対象サービス

特定施設入居者生活介護

## ■ 改正内容

入居者の状態に応じた口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことの義務付け。

## ■ 経過措置

令和9年3月31日までは努力義務

# 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和



## ■ 対象サービス

介護老人福祉施設

## ■ 改正内容

過疎地域に所在する定員30名の介護老人福祉施設に事業所が併設される場合、利用者の処遇等が適切に行われると認められるときは、対象の職種については、介護老人福祉施設と併設事業所の一方のみへの配置で足りるものとする。

併設事業所	対象職種
短期入所生活介護（介護予防含む）	医師
通所介護、短期入所生活介護（介護予防含む）、地域密着型通所介護、併設型認知症対応型通所介護（介護予防含む）	生活相談員、栄養士、管理栄養士、機能訓練指導員
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護事業	介護支援専門員

## 【過疎地域】※令和6年4月1日時点

常陸太田市（一部）、潮来市（一部）、常陸大宮市（一部）、稻敷市、かすみがうら市（一部）、桜川市、行方市、城里町（一部）、大子町、河内町、利根町

# 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け



## ■ 対象サービス

介護老人福祉施設

## ■ 改正内容

- ・入所者の病状の急変が生じた場合等のため、配置医師だけでなく協力医療機関の協力を得て緊急時等における対応方法を定めておくことを義務付け。
- ・対応方法について、1年間に1回以上、見直しを行うことを義務付け。

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～無資格者に対する認知症介護基礎研修の受講の義務付け①～



## ■ 対象サービス

訪問系サービスを除いた全サービス

## ■ R3改正内容

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずることを義務付け。
- ・新たに採用した従業者に対しては、採用後1年を経過するまでに当該研修を受講させることを義務付け。

### 【受講義務付け対象外の資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程・2級課程、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～無資格者に対する認知症介護基礎研修の受講の義務付け②～



## <認知症介護基礎研修：関連Q&A>

問	答
問159 当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。	当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。したがって、 <u>介護に直接携わる職員として研修を受講しない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない</u> 。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。
問160 事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたるのか。	・ 貴見のとおり。 ・ 本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであり、 <u>介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの対象となる</u> 。
問161 「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」とは、具体的にどのような内容か。	「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、 <u>受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等、様々な措置を想定している</u> 。

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～虐待の発生又はその再発を防止するための措置の義務付け①～



## ■ 対象サービス

全サービス

## ■ R3改正内容

虐待等の防止・早期発見や虐待等が発生した場合にその再発を確実に防止するため、以下の措置を講じることを義務付け。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催すること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること
- ③虐待の防止のための研修の定期的な実施すること
- ④①～③の措置を適切に実施するための担当者を設置すること
- ⑤①～④の措置に関する事項等を運営規程に記載すること

## ■ 経過措置の延長

居宅療養管理指導事業所について、経過措置期間を令和9年3月31日まで延長

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～虐待の発生又はその再発を防止するための措置の義務付け②～



## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスマント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～虐待の発生又はその再発を防止するための措置の義務付け③～



## <虐待防止措置：義務化・減算適用の時期まとめ>

居宅療養管理指導	福祉用具貸与	その他
<u>令和9年4月から義務化</u> ※令和9年3月31日までは努力義務	令和6年4月から義務化 ただし、 <u>減算適用は令和9年4月から</u>	令和6年4月(または6月)から 義務化・減算適用

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～業務継続計画の策定等の義務付け①～



## ■ 対象サービス

全サービス

## ■ R3改正内容

- ・利用者等が継続してサービスの提供が受けられるよう、以下の措置を講じることを義務付け
  - ①サービスの提供を継続的に実施するための計画、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
  - ②従事者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること
  - ③業務継続計画について、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと

## ■ 経過措置の延長

居宅療養管理指導事業所について、経過措置期間を令和9年3月31日まで延長

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～業務継続計画の策定等の義務付け②～



## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

### 単位数

<現行>

なし

<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～業務継続計画の策定等の義務付け③～



## <業務継続計画の策定：義務化・減算適用の時期まとめ>

居宅療養管理指導	訪問系・福祉用具貸与	その他
<u>令和9年4月から義務化</u> ※令和9年3月31日までは努力義務	令和6年4月から義務化 ただし、 <u>減算適用は令和7年4月から</u>	令和6年4月(または6月)から 義務化・減算適用

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～感染症の予防及びまん延の防止のための措置の義務付け～



## ■ 対象サービス

全サービス

## ■ R3改正内容

感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じることを義務付け。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の実施
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～口腔衛生の管理の義務付け～



## ■ 対象サービス

施設系サービス

## ■ R3改正内容

口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

# 令和3年度基準等改正に係る経過措置期間の終了について ～管理栄養士による栄養管理の義務付け～



## ■ 対象サービス

施設系サービス

## ■ R3改正内容

管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、栄養管理を計画的に行うこと。

## ■ 栄養ケア・マネジメントの未実施減算（令和6年4月から適用）

以下の要件を満たさない場合、14単位/日減算

- ・栄養士または管理栄養士の員数に係る基準を満たすこと
- ・管理栄養士が、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと  
(併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うものでも可)